

令和 5 年 5 月 1 0 日

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 5 年 5 月 会 議
議 案

附 議 議 案

議 案 番 号	件 名
報 告 第 1 号	専決処分の報告について (洞爺湖町税条例の一部を改正する条例)
報 告 第 2 号	専決処分の報告について (洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
報 告 第 3 号	専決処分の報告について (令和 4 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 (第 1 0 号))
同 意 第 1 号	監査委員の選任について
議 案 第 1 号	令和 5 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 (第 1 号)

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記

洞爺湖町税条例の一部を改正する条例

令和5年5月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

専 決 処 分 書

洞爺湖町税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町税条例の一部を改正する条例

洞爺湖町税条例（平成18年洞爺湖町条例第42号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは町民税に充当し」を「、個人の町民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の一項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第46条中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1

号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第27項を次のように改める。

27 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の一項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、
3月以内に提出することができなかった理由

附則第15条の2を削る。

附則第15条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、
同条を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) i 中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) i 中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第25条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定（この条例による改正後の洞爺湖町税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
(町民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の洞爺湖町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けべき第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の洞爺湖町税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和5年5月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

専 決 処 分 書

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和５年３月３１日

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

洞爺湖町国民健康保険税条例（平成18年洞爺湖町条例第106号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第23条の2中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改める。

第24条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第10項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同条中」を「同条第1項中」に改める。

附則第11項、第12項、第14項から第17項まで、第20項及び第21項中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から適用する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の洞爺湖町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記

令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第10号）

令和5年5月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

専 決 処 分 書

令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算(第10号)については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

洞爺湖町長 下 道 英 明

令和４年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第１０号）

令和４年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算(第１０号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５６，９２７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８，１１７，７６２千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

-16-

同意第 1 号

監査委員の選任について

下記の者を議会の議員の中から選任する監査委員に選任したいから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）196 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名

年 月 日生

令和 5 年 5 月 10 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

議案第1号

令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第1号）

令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,878千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,728,878千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月10日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

-20-